

特許・実用新案権侵害事件の審理モデル

大阪地方裁判所知的財産権専門部（第21・26民事部）

当事者の充実した訴訟準備

侵害論の審理

- 0 **訴え提起** 基本的証拠の提出
(公報, 登録原簿, 侵害行為関係, 事前交渉関係)
被告: 答弁書の準備
30日
- 30 **口頭弁論** 原告: 訴状陳述
被告: 答弁書陳述 (属否論についての反論)
(期日間) 被告: 先行技術の検索 (~90日)
双方: 属否論の主張・立証準備
40日
- 70 **弁論準備** 原告: 第1準備書面 (属否論についての再反論)
(被告: 第1準備書面)
(期日間) 被告: 無効論の主張・立証準備
40日
- 110 **弁論準備** (原告: 第2準備書面)
被告: 第2準備書面 (無効論の主張)
弁論準備 において, 属否論にめど
40日
- 150 **弁論準備** 原告: 第3準備書面 (無効論についての反論)
(被告: 第3準備書面)
40日
- 190 **弁論準備** 被告: 第4準備書面 (無効論についての再反論)
(原告: 第4準備書面)

弁論準備 において，無効論のめど

(期日間) (裁判所：専門委員の指定)

50 日

240

弁論準備

 技術説明会の実施

40 日

280

弁論準備

 裁判所：侵害論の判断

口頭弁論	・ 終結
------	------

和 解

.....

損害論の審理

30 日

310

弁論準備

 被告：売上，利益率の開示，売上に関する基本的な証拠の開示
原告：損害主張整理，証拠の提出

30 日

340

弁論準備

口頭弁論	・ 終結
------	------

和 解

双方：主張・立証の補充

(平成25年3月改訂)